

原義保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁生企発第127号
令和6年3月6日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備員教育を行う者等を定める規程による警備員教育を行うについて十分な能力を有する者の指定について（通達）

警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「規程」という。）に基づく公安委員会による警備員教育を行うについて十分な能力を有する者の指定（以下「指定」という。）については、「警備員教育を行う者等を定める規程による警備員教育を行うについて十分な能力を有する者の指定について」（平成9年3月12日付け警察庁丁生企発第36号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、引き続き下記のとおり運用することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 指定の基本方針

警備員教育は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）第38条第2項及び第3項の規定により、「指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者」が行うこととされているが、警備員教育を行うことができる者の範囲は、明確に規定されていることが望ましい。規程第1条（第4号を除く。）及び第2条（第5号を除く。）において、府令第38条第2項及び第3項の「これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者」として、警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の交付を受けている者等を限定的に列挙しているのは、このような趣旨に基づくものであるから、指定は、真に必要な場合にのみ、行うこととする。

2 指定の要件

指定は、原則として、次に掲げる者が次の要件を満たす場合にのみ、行うものとする。ただし、その他の場合であっても、各都道府県の実情に照らして真に必要な場合には、警察庁と協議の上、指定を行うことができる。

(1) 都道府県警備業協会の教育事業に関し、講師として委嘱された者（公安

委員会の承認を受けたものに限る。)が、指導教育責任者資格者証の交付を受けていない場合で、法第22条第2項第2号の規定により指導教育責任者資格者証の交付を受けることができないとき

(2) 次に掲げる者が、警備業者において警備員教育を行う場合であつて、警備業務の適正な実施を図る上で、その者に警備員教育を行わせることが適当であると認められるとき。

ア 大学又は短期大学の教授若しくは准教授

イ 弁護士（法令に関する教育を行う場合に限る。）

ウ 医師、看護師、救急救命士、日本赤十字社救急法指導員の資格を有する者その他負傷者を救護するため必要な応急の処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者（負傷者を救護するため必要な応急の措置に関する教育を行う場合に限る。）

3 指定の手続

(1) 指定は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により行うこと。

(2) 申請者には、次の事項を記載した書面を公安委員会に提出させること。

ア 申請者の氏名及び住所

イ 指定を申請する旨

ウ 申請者が行う警備員教育の内容及び申請者が当該教育を行うについて十分な能力を有する者に該当する理由

(3) (2)の書面を提出する際には、次の書面を添付させること。

ア 履歴書

イ 2(1)に該当する者については、都道府県警備業協会の発行する講師委嘱状（名称は問わない。）

ウ 2(2)に該当する者については、警備業者から警備員の教育を依頼された旨を記載した書面及び2(2)のア、イ又はウに該当することを証する書面

(4) 申請者について、2の要件を満たすと認められるときは、別記様式の指定書（以下「指定書」という。）を交付して指定を行うこと。また、2の要件を満たすと認められないときは、書面によりその旨を通知すること。

(5) 指定書の「教育を行うことのできる内容」欄は、限定的に記載すること。

（例）大学教授の場合 「刑法」、「心理学（群集心理について）」

 弁護士の場合 「法令に関すること。」

 医師の場合 「負傷者を救護するため必要な応急の処置に関すること。」

- (6) 指定書の「有効期間」欄の記載は、「〇〇年〇〇月〇〇日までの期間」、
「〇〇公安委員会から警備員指導教育責任者講習の講師として委嘱されて
いる間（委嘱期間：〇〇年〇〇月〇〇日まで）」、「〇〇大学法学部教授の
職にある間」等と記載すること。